

令和5年度 広域活動支援事業配分取扱要領

社会福祉法人 山形県共同募金会

(目的)

第1 この要領は、広域活動支援事業の取扱いに必要な事項を定める。

(配分の対象者)

第2 この配分は、本県全体の地域福祉を推進する団体で、継続的な支援が必要な次のいずれかに該当する団体を対象とする。

(1) 支援が必要な児童、障がい者、高齢者等の当事者又は家族のために活動する団体であって、

① その団体の行う配分申請事業への参加者や相談者の住所又は実施個所が概ね県内全域に及ぶ活動を、継続的（3年以上）に実施している実績を有する団体

② 概ね県内全域に活動基盤を有する団体で、継続的（3年以上）な活動実績を有する団体

(2) 県内全域を活動範囲とする更生保護事業を行う団体

(配分の対象事業)

第3 第2に該当する団体が行う、第2の要件を満たす事業を配分対象とする。

但し、公費の補助、委託又は他の助成で行う事業等、配分金以外の収入によって当該事業が実施できるもの、及び政治、宗教、組合等の運動のためにその手段として行われるものは除く。

(配分額及び配分年限)

第4 配分額は、第2(1)の団体にあつては30万円（但し、山形県社会福祉協議会にあつては別に定める額）、第2(2)の団体にあつては20万円をそれぞれ上限とする。

2 3か年を限度として配分年限を設定するが、必要と認める場合は継続的助成を行う。なお、3年を超えて継続する場合は、3年毎に自己評価書（様式6号）を会長に提出し、県共募事務局によるヒアリングを受けなければならない。

(配分の申請及び決定)

第5 配分を受けようとするものは、事業年度ごとに配分申請書（様式1号-3）により、原則として市町村共同募金委員会を經由し、所定の期日まで会長に提出しなければならない。

2 配分の決定は、配分委員会の審議を経て理事会、評議員会の議決を得て決定する。

(配分金の交付)

第6 配分金は、事業年度毎の事業の完了を調査して交付する。

2 事情により配分金の事前交付を受けようとするときは、事業着手1か月前までに配分金事前交付申請書(様式4号)を会長に提出しなければならない。

3 前項の規定により申請があったときは、会長の審査のうえ配分金を交付するものとする。

(事業完了報告、評価等)

第7 事業を完了したときは、住民やサービス利用者の意見を聴いて、配分事業の評価を行い、その結果を添えて、事業完了後1か月以内に事業完了報告書(様式3号-2)を、会長に提出しなければならない。

(広報)

第8 事業の実施にあたっては、「共同募金配分金使途明示取扱要領」により、共同募金受配事業であることを明示するほか、広報紙等により広く周知しなければならない。

(監査)

第9 当該事業については、本会による監査を行う。

(補則)

第10 この要領に定めのない事項については、山形県共同募金会配分要綱の定めるところによる。